

広島大学大学院人間社会科学研究科紀要投稿内規

令和2年4月1日
研究科長決裁

(趣旨)

第1条 この内規は、広島大学大学院人間社会科学研究科紀要(以下「紀要」という。)の投稿に関し必要な事項を定めるものとする。

(作成単位)

第2条 紀要は、プログラム毎に作成する。ただし、複数プログラムが合同で作成することを妨げるものではない。

(編集委員会)

第3条 編集委員会は、紀要を作成する単位毎に置くものとする。

2 編集委員会に関し必要な事項は、各編集委員会が別に定める。

(名称)

第4条 紀要の名称は、人間社会科学研究科紀要とし、副題については各編集委員会において決定できるものとする。

(投稿資格)

第5条 紀要に投稿できる者は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

- (1) 広島大学に在籍する専任教員及び教育研究系契約職員
- (2) 広島大学の大学院に在籍する大学院生及び研究生
- (3) 広島大学に在籍する専任教員を受入教員とする日本学術振興会特別研究員
- (4) その他各編集委員会が適当と認めた者

(投稿手続)

第6条 投稿を希望する者は、各編集委員会が定める期日までに、所定の用紙により申し込まなければならない。

2 投稿を申し込んだ者は、当該編集委員会が定める期日までに、完全原稿を提出するものとする。

(紀要執筆要領)

第7条 投稿原稿は、各編集委員会が定める紀要執筆要領(以下「要領」という。)に基づき、執筆されなければならない。

2 要領に従わない原稿は、原則として受理しない。

(紀要の構成等)

第8条 紀要の構成は、査読付きの論文と査読無しの論文に区分し、その旨を明記するものとする。

2 査読付きの論文と査読無しの論文の下位のカテゴリーについては、必要に応じてその分類の方法を各編集委員会で決定できるものとする。

3 広島大学に在籍する専任教員及び特任教員以外の投稿者は、論文中に主指導教員名又は当該論文の指導を行った教員名を明記するものとする。

4 共著の場合は、論文中に責任著者を明記するものとする。

(編集)

第9条 紀要の編集は、各編集委員会が行う。

(著作権)

第 10 条 紀要に投稿された論文の著作権は、人間社会科学研究科に帰属する。

2 著作者が自らの著作物を利用するときは、人間社会科学研究科として何ら制約しない。

附 則

この内規は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

なお、平成 31 年度以前に入学した大学院生については、当該年度以前に施行された内規等を適用するものとする。